

議案第九十七号

三朝町都市公園条例の一部改正について

次のとおり三朝町都市公園条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

写

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町都市公園条例の一部を改正する条例

三朝町都市公園条例(昭和四十二年三朝町条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基く」を「基づく」に改める。

第三条第一項第四号中「公園」を「都市公園」に改め、同条第二項第一号中「名称、及び営業種目とする。以下同じ」を「名称、代表者の氏名及び営業種目とする。」に改める。

第四条の見出し中「禁止」を「禁止」に改め、同条第一号中「汚損し、又は土石を採取すること」を「又は汚損すること」に改め、同条第四号を「土地の形質を變更すること。」に改め、同条第七号を「はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。」に改め、同条第八号中「外」を「ほかに」に「公園」を「都市公園」に改める。

第六条の見出し中「公園施設」を「都市公園施設」に改め、同条第一項及

ひ第三項中「公園施設」を「都市公園施設」に改め、同条第三項中「公園」を「都市公園」に改める。

第七条中「公園施設」を「都市公園施設」に改める。

第八条中「別表第一」を「別表」に改める。

第九条中「公園」を「都市公園」に改める。

第十条及び第十一条中「公園施設」を「都市公園施設」に改める。

第十二条及び第十三条中「一部又は全部」を「全部又は一部」に改める。

第十四条中「ついで」を「関し」に改める。

第十五条第二号中「同条の」を「同条」に「行違」を「行為」に改める。

第十七条中「各本条」を「前二条」に改める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。